

○内閣府令第五十一号
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第七十一号）の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年七月二十一日
内閣総理大臣 菅 義偉

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年總理府令第十六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
(申請書の添付書類) 第十一條 法第四条の二第二項（法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。	(申請書の添付書類) 第十一條 「同上」
〔二～五 略〕	〔二～五 同上〕

<p>六 法第四条第一項第一号の規定により許可を受けようとする者又は法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者（鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第二項に規定する者であつて、令和九年四月十五日までの間にその者が対象鳥獸の捕獲等に使用する種類の獵銃の所持の許可の申請又は当該種類の獵銃の所持の許可の更新の申請をしようとするものに限る。）については、獵銃を使用して同法第四条第一項に規定する被害防止計画に基づく対象鳥獸の捕獲等に従事している者であることを証明する書類、鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獸被害対策実施隊員等に関する命令第三条の規定により交付を受けた書面（同令第二条第一号の特定捕獲等に係るものに限る。）及び同条第二号に該当する者であることを誓約する書面</p> <p>〔「七」十六 略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>六 法第四条第一項第一号の規定により許可を受けようとする者又は法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者（鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第二項に規定する者であつて、平成三十三年十二月三日までの間にその者が対象鳥獸の捕獲等に使用する種類の獵銃の所持の許可の申請又は当該種類の獵銃の所持の許可の更新の申請をしようとするものに限る。）については、獵銃を使用して同法第四条第一項に規定する被害防止計画に基づく対象鳥獸の捕獲等に従事している者であることを証明する書類、鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獸被害対策実施隊員等に関する命令第三条の規定により交付を受けた書面（同令第二条第一号の特定捕獲等に係るものに限る。）及び同条第二号に該当する者であることを誓約する書面</p> <p>〔「七」十六 同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p>
---	---

附
則

備考 表中の「」の記載は注記である。

この府令は、鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和三年九月十五日）から施行する。